

# 兵庫県キャンプ協会会員規定

## (入 会)

1. 本会の会員になろうとする者は、別に定める申込書により会長宛申し込むものとし、以下のいずれかの方法によるものとする。
  - (1) 正 会 員 本会会長宛に入会申し込みをし、会長が承認した個人及び団体、機関  
(但し、前年度12月31日までに正会員として申し込みをした者を次年度の正会員とする)
  - (2) 普通会員 日本キャンプ協会に登録をし、登録県名を兵庫県とした指導者又は本会会長宛に入会申し込みをし、会長が承認した個人
  - (3) 賛助会員 本会会長宛に入会申し込みをし、会長が承認した個人又は団体、機関

## (会 費)

2. 会員は、規約に定める年会費を納めなければならない。

## (会費の資格喪失)

3. 会員が次の各号の一つに該当する場合はその資格を失う。
  - (1) 退会したとき
  - (2) 本人が死亡又は会員としての団体、機関が解散又は消滅したとき
  - (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
  - (4) 除名されたとき
  - (5) 普通会員で日本キャンプ協会に登録されている会員が、日本キャンプ協会の登録を抹消されたとき
  - (6) 正会員で継続して2年以上総会に出席しないとき（表決に必要な書面又は委任状を提出した場合を除く）

## (退 会)

4. 会員が退会しようとするときは、退会届を会長に提出して任意に退会することができる。

## (除 名)

5. 会員が次の各号の一つに該当する場合には総会出席者の3分の2以上の議決に基づき除名することができる。  
この場合、その会員に対して議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
  - (1) 本協会の規約に違反したとき
  - (2) 本協会の名誉を傷つけたり又は目的に反する行為をしたとき

## (抛出金品の不返還)

6. 既納の会費及びその他の抛出金品は返還しない。

付 則 この規定は、昭和63年4月23日より施行する。  
付 則 この規定は、平成2年4月1日より一部改訂する。  
付 則 この規定は、平成23年5月7日より一部改訂する。